欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	クローネ	15,550	10,700	5,850	5,850	1,550	2,450	2,450
アイルランド	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
アゼルバイジャン	マナト	246	169	92	92	25	38	38
アルバニア	レク	17,400	12,000	6,500	6,500	1,700	2,700	2,700
アルメニア	ドラム	69,570	47,830	26,090	26,090	6,960	10,870	10,870
イタリア	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
ウクライナ	フリヴニャ	3,785	2,600	1,420	1,420	380	590	590
ウズベキスタン	ソム	1,143,000	786,000	429,000	429,000	114,000	179,000	179,000
英　国	ポンド	112	77	42	42	11	17	17
エストニア	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
オーストリア	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
オランダ	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
カザフスタン	テンゲ	47,050	32,350	17,650	17,650	4,700	7,350	7,350
キプロス	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
ギリシャ	ユーロ	129	89	48	48	13	20	20
キルギス	ソム	9,820	6,750	3,680	3,680	980	1,530	1,530